

高規格堤防特別区域

高規格堤防が整備された後は、高規格堤防部分は「河川法」上の「河川区域」となります。

河川区域では基本的に建物を建てたり木を植えたりすることは規制されますが、「高規格堤防特別区域」をあわせて指定することにより、規制が緩和され、通常の土地利用ができるとともに、洪水や地震に対して安心できる土地となります。



基礎杭・電柱・その他棒状の工作物、地表から深さ1m以内の地下における新築または改築は許可を必要としません。

高規格堤防特別区域は家を建てたり、植物を植えたり、ふつうの土地利用ができます。



盛土や植栽、または地表から深さ1.5m以内の土地の掘削でただちに埋め戻す場合は許可を必要としません。

高規格堤防整備区間

河川名	上流	下流
多摩川	左岸 国道1号多摩川大橋付近 (大田区)	海老取川合流部付近 (大田区)
	右岸 国道1号多摩川大橋付近 (川崎市幸区)	多摩運河付近 (川崎市川崎区)



お問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 調査課

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1

TEL : 045 (503) 4008

URL : http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index043.html

平成30年4月

多摩川 高規格堤防整備事業



国土交通省
関東地方整備局 京浜河川事務所

多摩川高規格堤防整備事業

高規格堤防とは

高規格堤防は、土でできた、ゆるやかな勾配を持つ幅の広い堤防です。広くなった堤防の上は、通常の土地利用が可能で、新たなまちづくりを行うことができます。堤防の幅を非常に広くして破堤を防ぐ高規格堤防は、地震にも強く、万が一計画を超えるような大洪水が起きた場合でも、水が溢れることはあっても壊滅的な被害は避けることができます。

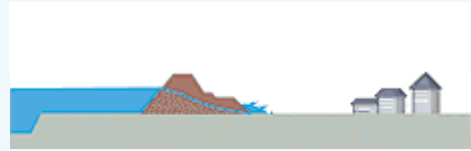
通常の堤防

越水しても壊れない堤防



▶ 計画流量を超えるような大洪水により越水が起こると、堤防が決壊しまちに大きな被害を与える恐れがあります。

浸透しても壊れない堤防



▶ 洪水が計画を超えるような規模で長い時間続く場合には、浸透により堤防が壊れる恐れがあります。

地震に強い防災

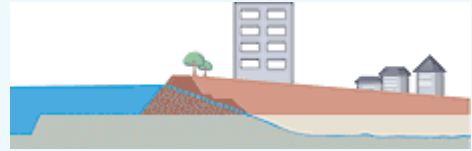


▶ 軟弱な地盤では、大地震が起こると液状化現象やすべりを起こし、堤防が壊れて市街地にダメージを与えることが予想されます。

高規格堤防



▶ 大洪水によって越水が起きても堤防が壊れることはなく、水が緩やかに流れるようになっています。



▶ 浸透しても高規格堤防の場合は従来の堤防に比べて幅が広いので、洪水が長い期間続いても浸透水により堤防が壊れることはありません。



▶ あらかじめ調査をし、必要に応じて軟弱な地盤を改良し液状化やすべりに強い堤防にします。また高規格堤防と一体化することで地震に強い土地になります。

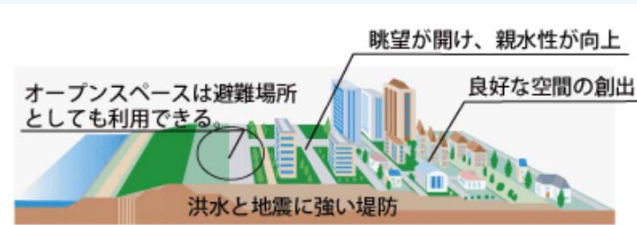
高規格堤防の効果

地震に強い高規格堤防は、安全で良好なまちづくりにも役立ちます。また、整備にあたっては基本的に用地買収を行わないので、土地の権利はそのまま、通常の土地利用ができます。高規格堤防にすることによって、堤防の傾斜が緩やかになり、川へのアクセスが向上するとともに、堤防の川側でない斜面を公園や緑地、道路など公共のオープンスペースとして土地の有効活用ができます。災害時には避難場所としても利用できます。

整備前

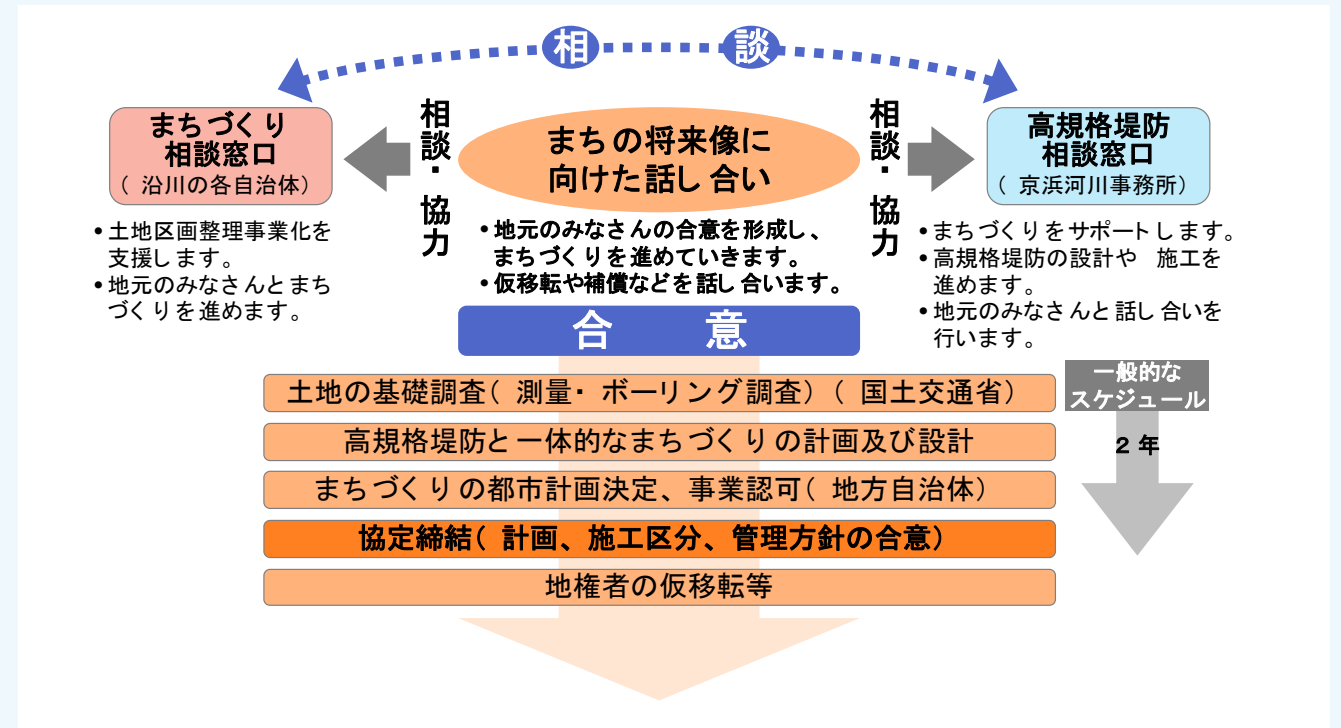


整備後



事業の流れ

高規格堤防の整備は、まちづくりと一緒に進める事業です。地元のみなさんと話し合いながら、既存のまちづくり計画や新たなまちづくりの機運を踏まえ、事業関係者の合意形成により進めていきます。



建て替えに伴う不動産取得税の特例措置

高規格堤防事業完了後2年以内に建て替え家屋を建築した場合には、不動産取得税の特例措置が受けられます。

高規格堤防の整備に伴って、使用される土地の上に建設されていた家屋について移転保証金を受けた人が、その土地に高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に建て替え家屋を建築した場合は、不動産取得税の課税標準について、建て替えた新しい家屋の取得価格から整備前の家屋の価格が控除されます。

